

# 介護老人福祉施設 さわらびショートステイ 利用料金表

【平成27年8月1日～】

## ①基本サービス【従来型個室の場合】

又、平成27年8月1日より法改正が成され、滞在費(部屋代)と食費の負担軽減、等について見直されました。  
※詳しくは、厚生労働省からの通知やホームページ等をご確認ください。

介護度	内容	保険外費用【A】		1割負担の方			2割負担の方		
		居住費 (月額)	食費 (月額)	介護サービス 1割負担分【B】	日額の例 【A】+【B】	月額の例 (30日で計算)	介護サービス 2割負担分【C】	日額の例 【A】+【C】	月額の例 (30日で計算)
要支援1	第1段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥320	¥300	¥433	¥1,053		¥866	¥1,486	
	第2段階 世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥420	¥390	¥433	¥1,243		¥866	¥1,676	
	第3段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方	¥820	¥650	¥433	¥1,903		¥866	¥2,336	
	第4段階 上記以外の方	¥1,150	¥1,600	¥433	¥3,183		¥866	¥3,616	
要支援2	第1段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥320	¥300	¥538	¥1,158		¥1,076	¥1,696	
	第2段階 世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥420	¥390	¥538	¥1,348		¥1,076	¥1,886	
	第3段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方	¥820	¥650	¥538	¥2,008		¥1,076	¥2,546	
	第4段階 上記以外の方	¥1,150	¥1,600	¥538	¥3,288		¥1,076	¥3,826	
要介護1	第1段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥320	¥300	¥579	¥1,199		¥1,158	¥1,778	
	第2段階 世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥420	¥390	¥579	¥1,389		¥1,158	¥1,968	
	第3段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方	¥820	¥650	¥579	¥2,049		¥1,158	¥2,628	
	第4段階 上記以外の方	¥1,150	¥1,600	¥579	¥3,329		¥1,158	¥3,908	
要介護2	第1段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥320	¥300	¥646	¥1,266		¥1,292	¥1,912	
	第2段階 世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥420	¥390	¥646	¥1,456		¥1,292	¥2,102	
	第3段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方	¥820	¥650	¥646	¥2,116		¥1,292	¥2,762	
	第4段階 上記以外の方	¥1,150	¥1,600	¥646	¥3,396		¥1,292	¥4,042	
要介護3	第1段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥320	¥300	¥714	¥1,334	¥40,020	¥1,428	¥2,048	¥61,440
	第2段階 世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥420	¥390	¥714	¥1,524	¥45,720	¥1,428	¥2,238	¥67,140
	第3段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方	¥820	¥650	¥714	¥2,184	¥65,520	¥1,428	¥2,898	¥86,940
	第4段階 上記以外の方	¥1,150	¥1,600	¥714	¥3,464	¥103,920	¥1,428	¥4,178	¥125,340
要介護4	第1段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥320	¥300	¥781	¥1,401	¥42,030	¥1,562	¥2,182	¥65,460
	第2段階 世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥420	¥390	¥781	¥1,591	¥47,730	¥1,562	¥2,372	¥71,160
	第3段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方	¥820	¥650	¥781	¥2,251	¥67,530	¥1,562	¥3,032	¥90,960
	第4段階 上記以外の方	¥1,150	¥1,600	¥781	¥3,531	¥105,930	¥1,562	¥4,312	¥129,360
要介護5	第1段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥320	¥300	¥846	¥1,466	¥43,980	¥1,692	¥2,312	¥69,360
	第2段階 世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥420	¥390	¥846	¥1,656	¥49,680	¥1,692	¥2,502	¥75,060
	第3段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方	¥820	¥650	¥846	¥2,316	¥69,480	¥1,692	¥3,162	¥94,860
	第4段階 上記以外の方	¥1,150	¥1,600	¥846	¥3,596	¥107,880	¥1,692	¥4,442	¥133,260

## ②加算科目

職員体制等、指定基準の法定要件を満たしたと認められた場合に加算されます。(上記表内【A】に加算される1割又は2割負担の費用)

○印は全員の方、\*印は該当される方のみ加算されます

加算科目	内容	日額	【B】1割負担分	【C】2割負担分
			月額(30日)	月額(30日)
○ 機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置した場合の加算	12	¥360	¥720
○ 看護体制加算(Ⅰ)	常勤看護師の配置に対する加算	4	¥120	¥240
○ 看護体制加算(Ⅱ)	24時間の連絡体制の確保、配置基準より1以上多い職員配置等の基準を満たした場合の加算	8	¥240	¥480
* 医療連携強化加算	喀痰吸引、褥瘡治療等法令に定められた状態で	58	¥1,740	¥3,480
○ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	夜間帯に制度上定められた職員数以上の人員を一名以上配置した場合の加算	13	¥390	¥780
* 療養食加算	療養食の提供	23	¥690	¥1,380
* 緊急入所受入加算	利用者、家族の状況により、緊急にショートステイを利用した場合の加算	90	—	—
* 送迎加算(1回)	ショートステイ事業者が送迎を行った場合の加算	184	—	—
○ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口	職員の勤務体制に関する加算	12	¥360	¥720
○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(ひと月の①基本サービス費+②各種加算)×5.9%			

## ③その他費用

項目	内容	金額
理美容代	施設での訪問理美容をご利用の場合。 ※利用希望をお知らせください。	2,100円/回
日用品費	実際に利用された経費をいただきます。	実費
教養娯楽費	実際に利用された経費をいただきます。	実費
電気代	電化製品をコンセントにて使用される方のみ	60円/日
振込手数料	銀行口座振替をご契約の場合のみ	80円/月